

令和5年度 小山町就学援助制度のご案内

～こんなことでお困りになっていませんか？～



離婚をして母子家庭となり、経済的に余裕がない



仕事が不安定（又は失業して）で経済的に困窮している

小山町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等の一部について援助を行っています。

支給の対象者となる方

小山町内に住所があり、小山町立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

○生活保護を受給している方（要保護者）

○要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる方（準要保護者）

※「準要保護者」とは、前年度または今年度において次のいずれかに該当する方です。

- ・生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- ・地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免、固定資産税の非課税・減免、固定資産税の減免、個人事業税の減免を受けている。
- ・国民年金法に基づく国民健康保険料の減免を受けている
- ・地方税に基づく国民健康保険料の減免を受けている
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている
- ・生活福祉資金の貸付をうけている
- ・上記の場合と同程度に経済的に困窮が認められる方（所得や家族の状況等を総合的に判断し、認定します。）

「準要保護者」の認定可否は世帯構成や収入控除額等により異なりますので、お問い合わせいただいても、事前にお答えすることはできません。

申請～認定までの流れ

- ① 在籍している学校へ申し出て、申請書類を受け取ってください。
- ② 申請書類へ記入し、学校へ提出してください。
※申請書類の中には、生計を同一にしている家族全員分の最新の課税（又は非課税）証明書が必要になります。
- ③ 学校は、生活状況などを把握し、必要書類を教育委員会に提出します。
- ④ 教育委員会では、学校から提出された書類に基づいて調査・審査をし、認定可否の決定をします。

就学援助費の内容

【小学校】

単位：円

区 分	支給対象	学年	1人当り 支給年額	第1期 (7月末)	第2期 (12月末)	第3期 (3月末)
学用品費等	準要保護者	1年	11,630	4,030 (4月～7月分)	3,800 (8月～11月分)	3,800 (12月～3月分)
		2～6年	13,900	4,700 (4月～7月分)	4,600 (8月～11月分)	4,600 (12月～3月分)
新入学児童 学用品費	準要保護者	1年	54,060	54,060		
修学旅行費	要保護者 準要保護者	6年	実費	ただし、限度額は28,000円。実施後、次に迎える支給期に支給。		
校外活動費 (宿泊を伴う)	準要保護者	全学年	3,690 (限度額)			3,690 (限度額)
校外活動費 (宿泊を伴わない)	準要保護者	全学年	1,600 (限度額)			1,600 (限度額)

※令和5年度4月時点での金額になります。各援助区分の支給額は変更となる場合があります。

【中学校】

単位：円

区 分	支給対象	対象学年	1人当り 支給年額	第1期 (7月末)	第2期 (12月末)	第3期 (3月末)
学用品費等	準要保護者	1年	22,730	7,730 (4月～7月分)	7,500 (8月～11月分)	7,500 (12月～3月分)
		2～3年	25,000	8,400 (4月～7月分)	8,300 (8月～11月分)	8,300 (12月～3月分)
新入学生 学用品費	準要保護者	1年	63,000	63,000		
修学旅行費	要保護者 準要保護者	3年	実費	ただし、限度額は63,000円。実施後、次に迎える支給期に支給。		
校外活動費 (宿泊を伴う)	準要保護者	全学年	6,210 (限度額)			6,210 (限度額)
校外活動費 (宿泊を伴わない)	準要保護者	全学年	2,310 (限度額)			2,310 (限度額)

※令和5年度4月時点での金額になります。各援助区分の支給額は変更となる場合があります。

【お問い合わせ】 小山町教育委員会 学校教育課 TEL：0550-76-6122